

食品安全委員会（第1029回会合）議事概要

日 時:令和8年6月23日(火) 14:00~15:20
場 所:食品安全委員会第一会議室
出席者:祖父江委員長ほか6名出席
傍聴者:一般21名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・農薬 9品目
 - カルボスルファン
 - カルボフラン
 - クロロタロニル
 - ジチアノン
 - テトフルピロリメト
 - テブフェンピラド
 - トルフェンピラド
 - ピリフルキナゾン
 - ベンフラカルブ

→農林水産省、消費者庁及び浅野委員から説明。

農薬「カルボスルファン」、「カルボフラン」、「ジチアノン」、「テブフェンピラド」及び「ベンフラカルブ」については、農薬に関する専門調査会において審議することとし、農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会までのいずれの専門調査会で調査審議するかについては、後日委員長が指定し、指定次第速やかに、本委員会において報告することとした。

農薬「クロロタロニル」、「トルフェンピラド」及び「ピリフルキナゾン」については、評価書の改訂を行わず、既存の評価結果を変更しないことから、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「クロロタロニルの許容一日摂取量(ADI)を0.018 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を0.6 mg/kg 体重、クロロタロニルの代謝物である2,5,6-トリクロロ-4-ヒドロキシソフタロニトリルのADIを0.0083 mg/kg 体重/日、ARfDを0.025 mg/kg 体重と設定する。」

「トルフェンピラドのADIを0.0056 mg/kg 体重/日、ARfDを0.01 mg/kg 体重と設定する。」

「ピリフルキナゾンのADIを0.005 mg/kg 体重/日、一般の集団に対するARfDを1 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.05 mg/kg 体重と設定する。」

という内容をリスク管理機関(消費者庁)へ通知することとなった。

農薬「テトフルピロリメト」については、農薬第五専門調査会において、審議することとなった。

- ・動物用医薬品 2品目
メロキシカムを有効成分とする牛の注射剤（メタカム2%注射液）
前葉性卵胞刺激ホルモン(FSH)を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤（アントリンR10・AI）

→農林水産省及び担当の浅野委員から説明。

本件については、評価書の改訂を行わず、既存の評価結果を変更しないことから、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「メロキシカムを有効成分とする牛の注射剤（メタカム2%注射液）」及び「前葉性卵胞刺激ホルモン(FSH)を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤（アントリンR10・AI）」が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。

という内容をリスク管理機関（農林水産省）へ通知することとなった。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「JPAo013 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

- ・「KN012 株を利用して生産された β -ニコチンアミドモノヌクレオチド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(3) 農薬第四専門調査会における審議結果について

- ・「シアナジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第四専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「アシノナピル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、

「アシノナピルの ADI を 0.04 mg/kg 体重/日と設定し、ARfD は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

- ・農薬「メタラキシル及びメフェノキサム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、

「メタラキシル及びメフェノキサムの ADI を 0.08 mg/kg 体重/日、ARfD を 0.5 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

- (5) 「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針(案)」について

→事務局から説明。

本件については、指針に基づいて、食品健康影響評価に関する個別の案件の審議を専門調査会で進めることとなった。

- (6) 令和 8 年度食品健康影響評価技術研究二次公募課題（案）について

→担当の祖父江委員長及び事務局から説明。

本件については、案のとおり決定することとなった。

- (7) その他

- ・農薬 3 品目「シハロホップブチル」、「インダノファン」及び「フェントラザミド」を調査審議する専門調査会の指定について

→祖父江委員長から報告。

農薬「シハロホップブチル」については、農薬第四専門調査会において、

農薬「インダノファン」については、農薬第三専門調査会において、
農薬「フェントラザミド」については、農薬第二専門調査会において、それぞれ調査審議するよう指定したことが報告された。